

災害時医療救護活動ガイドライン（平成28年2月版）の主な改定点

資料2-2

該当ページ	項目名	修正前	修正後	修正理由
P. 33	第1章 災害医療体制の基本事項 第5節 区市町村の災害医療体制 4 医療救護所 (2) 避難所医療救護所の設置	また、おおむね急性期から慢性期までは、500人以上の避難所又は二次避難所（福祉避難所）※などに	また、おおむね急性期から慢性期までは、 原則として 500人以上の避難所又は二次避難所（福祉避難所）※などに	地域防災計画と同じ文言に修正
P. 52	第2章 各論 I 第2節 東京都の医療救護活動	(修正前) 都内一次参集拠点 (4) 東京都→都内一時参集拠点 ア 日本DMATなどの医療チームに対して、最終参集拠点を指定すること	(修正後) 都内 参集場所 (4) 東京都→都内 参集場所 ア 日本DMATなどの医療チームに対して、 参集拠点 を指定すること	平成28年3月の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府）の改正に伴い、文言を整理
		(修正前) 災害拠点連携病院 災害医療支援病院 (7) 東京都→災害拠点連携病院・災害医療支援病院（※EMIS設置病院に限る） ア 東京都災害対策本部等を設置したこと イ 都、各医療圏及びSCUの医療救護活動方針についてEMISで公表すること	(修正後) 削除	災害拠点連携病院と災害医療支援病院への連絡は、区市町村が担うことから、都が直接連絡を行わないため削除
		(修正前) 国 (DMAT事務局など) (8) 東京都→国（厚生労働省DMAT事務局・内閣府など） ア 日本DMATの配分調整を要請すること イ 近隣県等に一時参集拠点を設置するように要請すること ウ 広域医療搬送に関する調整を行うこと	(修正後) 国 (DMAT事務局など) (8) 東京都→国（厚生労働省DMAT事務局・内閣府など） ア 日本DMATの配分調整を要請すること イ 広域医療搬送に関する調整を行うこと	平成28年3月の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府）の改正にて、厚生労働省DMAT事務局が設置要請を行うこととなったため削除
P. 69	第2章 各論 I 第2節 東京都の医療救護活動 5 日本DMATの活動 (4) 陸路による参集	—	イ 参集拠点を指定できない場合（自動参集一多摩地域）の項目を追記	平成28年1月の東京都多摩地域医療活動訓練における検証を踏まえ、追記
P. 120	第2章 各論 I 第1節 搬送体制（全体概要） 3 広域医療搬送 (4) 広域搬送先と搬送目標患者数	【表41：東京国際空港（羽田空港）からの広域搬送先と搬送目標患者数】 【表42：有明の丘地区からの広域搬送先と搬送目標患者数】 【表43：立川駐屯地からの広域搬送先と搬送目標患者数】	削除	従来、都内各SCUからの患者搬送数（目標）が示されていたが、平成28年3月の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府）の改正にて、目標数の記載がなくなったことから削除
P. 136 P. 138 (様式関係)	「医療機関状況報告書」 様式2-1 様式2-2	医療機関の被災状況等の報告を、発災後すぐに行う「緊急時入力」と、詳細が判明した後に「詳細入力」を1枚の様式に網羅	(様式修正) 緊急時入力（発災直後情報）を様式2-1、詳細入力を様式2-1として 別々の様式に変更	「発災時も『詳細入力』の記載が必要である」と誤解が多いことから、緊急時入力の促進のため、「緊急時入力」と「詳細入力」を別の様式に変更
P. 142 (様式関係)	「医療チーム派遣要請書」 様式4	・派遣要請をする際、どこに何隊医療チームの派遣が必要か、個別に要請 ・FAXの要請に対し、FAXで回答	(様式修正) ・医療チーム数の必要数は、 全体数で要請 する ・FAXの要請に対し、 電話で回答に変更	平成27年9月の大規模地震時医療救護活動訓練、平成28年1月の東京都多摩地域医療活動訓練における検証を踏まえ変更
P. 148 (様式関係)	「医療搬送要請書」 様式7	・地域又は区市町村コーディネーターに、自院の患者受入れ先の確保を依頼するにあたり、患者1人に対し患者情報を記載した様式を1枚作成し送付 ・FAXの要請に対し、FAXで回答	(様式修正) ・1枚につき、 10名の患者情報を記載可能とした ・FAXの要請に対し、 電話で回答に変更	平成28年度東京都災害医療図上訓練における検証を踏まえ変更